福島社発第　２３８　号
平成２９年　３月１０日

会　員　各　位

福島県社会保険労務士会
会　長　金　子　昌　明
（公印省略）

「平成２９年度　専門家派遣・相談等支援事業」に関わる
コーディネーター及び派遣型専門家の募集について

謹啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より当会の運営にご協力賜わり感謝申し上げます。

さて、福島労働局の委託事業「専門家派遣・相談等支援事業」について、平成２９年度も引き続き実施する旨公示されました。

この事業は、「最低賃金総合相談支援センター」を設置し、経営改善に取り組む中小企業の労務管理、就業規則等の見直しなどの相談・支援を実施するものです。平成２９年度は、専門家の派遣が原則１日２件の実施となります。

社労士会では、平成２３年１０月からこの事業を受託しており、平成２９年度についても、一般競争入札に参加する予定で準備しております。まだ、入札が決定しておりませんが、契約締結後、速やかに事業の実施を図りたいと存じますので、事業を実施いただくコーディネーター及び派遣型専門家を下記により募集いたします。

希望する会員は３月２４日（金）まで申し込み下さるようお願い申し上げます。

また、コーディネーター及び派遣型専門家の研修を開催いたしますので、日時等につきましては、後日ご連絡いたします。

なお、コーディネーター及び派遣型専門家につきましては、応募者の中から選考のうえ委嘱いたします。

謹白

記

1.　**事業の概要及び業務**

①福島県最低賃金総合相談支援センターの設置

②専門家の派遣、出張相談等による相談・支援

社労士会の「福島県最低賃金総合相談支援センター」設置の趣旨

中小企業・小規模事業者が最低賃金の引上げに対応した賃金の引上げを行うためには、経営改善を通じて各中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の向上を図ると同時に、経営改善によって変更される賃金制度、労働時間制度、労働安全衛生管理体制の見直しを図ることが課題となる。経営改善や労務管理などの無料相談等をそれぞれの専門家によってワン・ストップで対応できる支援体制を整備し、中小企業・小規模事業者に対して経営・労務に係る相談・指導を実施するため、社労士会事務局に福島県最低賃金総合相談支援センターを設置する。

2. 具体的な業務内容

コーディネーター

業　務　：①センター・出張相談における相談業務及び関連事務
②専門家の派遣に関わる事務
③セミナーの企画・実施
④事業の広報（県内の関係事業主団体等との連携を含む)、事務等

人　員　：３名程度

勤務地　：月２０日程度･･･最低賃金総合相談支援センター（社労士会内）
月２日程度の出張相談･･･県内の貸会議室等

勤務日数：１人月８日程度

勤務時間：９：００～１７：００

報　酬　：1日１８，３００円（通勤・活動の交通費、諸税込み）

派遣型専門家

業　務　：中小企業を訪問しての労務管理の見直しの相談・支援

人　員　：１５名程度

訪問件数：１２件程度（全体で約１７０件）
うち**複数件は、自己開拓（顧問先は除く）**で実施いただきます。

報　酬　：1日２件　２５，０００円（交通費、諸税込み）

3. 契約期間

平成２９年４月３日（政府の予算成立後の日）～平成３０年３月３１日

4. 応募要件

(1) 賃金制度、労働時間管理等の労務管理の知識・経験を十分有し、相談業務に対応できること。
(2) 当業務実施のための会議・研修会に出席できること。
(3) 自己の業務が繁忙でこの事業の実施に支障をきたさないこと。
(4) 社労士賠償責任保険に加入していること、または加入すること。

5. 研修の受講

コーディネーター及び派遣型専門家を希望する場合は、事業の趣旨、派遣型専門家の業務の説明、助成金等の研修などの研修を必ず受講いただきます。

6. 応募期限　３月２４日（金）事務局必着

締切：３月２４日（金）

平成２９年３月　　日

福島県社会保険労務士会会長　様
（FAX　０２４－５３４－５４３２）

「平成２９年度　専門家派遣・相談等支援事業」に関わる
コーディネーター及び派遣型専門家の募集について（回答）

＿＿＿＿支部　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

「平成２９年度専門家派遣・相談等支援事業」に関する業務について、下記により申し込みます。

希望する業務	□ コーディネーター □ 派遣型専門家
社会保険労務士以外の有資格	□ 中小企業診断士 □ その他（　　）
社会保険労務士業務の専門分野	□ 労務管理　□ 賃金管理　□ 就業規則　□ 安全衛生管理 □ 労使トラブルの未然防止　□ 人事制度　□ 助成金 □ ワークライフバランス　□ その他（　　）
経営改善に関わる専門分野	

コーディネーター希望者は、４月の勤務可能日について、○×を付けてください。

1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日	8 日	9 日	10 日	11 日	12 日	13 日	14 日
15 日	16 日	17 日	18 日	19 日	20 日	21 日	22 日	23 日	24 日	25 日	26 日	27 日	28 日